１　指定介護予防支援事業所が担当できる利用者について

指定居宅介護支援事業所では、事業所の所在地に関わらず要介護者を担当することができますが、指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業所が担当する要支援者については、原則、指定を受けた市町村の被保険者である要支援者のみ担当することができます。そのため、指定居宅介護支援事業所が他市町村の要支援者の介護予防支援を担当するためには、要支援者の保険者である他市町村の指定を受ける必要がありますので、該当市町村へお問い合わせください。

２　地域包括支援センターとの委託について

　　今回の改正をもって、地域包括支援センターからの「委託業務」がなくなるものではありません。従来どおり委託の形をとり、指定を受けずに要支援者の「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」それぞれの担当をすることはできます。

３　指定介護予防支援事業所として行うことができる業務について

指定介護予防支援事業所として行うことができる業務は**「介護予防支援」のみ**となります。介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて、要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業だけの利用に限定される「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定介護予防支援事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみとなります。よって、「介護予防ケアマネジメント」に関しては、今までどおり地域包括支援センターとの委託となります。

そのため、以下のような場合においては注意が必要となります。

例：利用者（要支援２）について、Ａ指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当しているケース（委託ではない）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用月 | 利用するサービス | プラン | 市へ必要な届出 |
| ５月 | ・通所型サービス（総合事業）・介護予防福祉用具貸与 | 介護予防支援 | 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 |
| ６月 | ・通所型サービス（総合事業） | 介護予防ケアマネジメント | 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 |
| ７月 | ・通所型サービス（総合事業）・介護予防福祉用具貸与 | 介護予防支援 | 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書 |

この場合においては、５月分・７月分はＡ指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当、請求することができますが、６月分は介護予防ケアマネジメントとなるため、地域包括支援センターが担当、請求することになります（６月は委託という方法になります）。

また、５月分、６月分、７月分それぞれにおいて、利用者との契約、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」・「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります（Ａ指定居宅介護支援事業所は５月分・７月分、地域包括支援センターは６月分）。

４　その他注意事項

　　指定介護予防支援事業所として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否できなくなります（提供拒否の禁止）。

　　また、委託とは異なり、要支援者との間にトラブルが発生した場合、地域包括支援センターではなく、指定介護予防支援事業所として責任を負うことになります。

**【お問い合わせ先】**

京田辺市健康福祉部

介護保険課

電話番号：0774-64-1373